

## 動物処理場等に関する条例

第五条 知事は動物処理場の設置の場所が左の各号の一に該当するとき又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、第三条の許可を与えないことができる。

- 一 人家が密集している場所
- 二 飲料水が汚染される虞れのある場所
- 三 その他知事が公衆衛生上害を生ずる虞れのある場所として指定する場所

## 動物処理場等に関する条例施行規則

(構造設備の基準)

第二条 動物処理場の構造設備の公衆衛生上必要な基準は、次のとおり（死亡動物の焼却のみを行う動物処理場にあつては、第一号ニ及び第三号から第七号までを除く。）とする。

- 一 次の要件を備える処理室を有すること。
  - イ 床は、不浸透性材料（石、コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で作られ、かつ、適当な勾こう配及び排水溝が設けられていること。
  - ロ 内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも一・二メートルまで不浸透性材料で腰張りされていること。
  - ハ 採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
  - ニ 換気扇を備えた排気設備その他臭気を適当な高さで屋外に放散することができる設備又は脱臭設備が設けられていること。
  - ホ 昆虫の出入りを防止することができる網張りその他の設備が設けられていること。
- 二 犬、猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。
- 三 汚物だめ及び汚水だめ又は汚水処理設備を有すること。ただし、汚水を公共下水道又は流域下水道（以下「公共下水道等」という。）に直接流出させることができる場合にあつては、汚水だめ及び汚水処理設備を有することを要しない。
- 四 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。
- 五 汚物だめ及び汚水だめの周辺の地面で、汚物を搬出入し、又は汚水をくみ出す際に汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆されていること。
- 六 処理室から汚水だめ、汚水処理設備又は公共下水道等に通ずる排水溝が設けられていること。
- 七 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
- 八 死亡動物の焼却を行う場合は、完全に燃焼させることができる構造の焼却炉及び燃焼に伴って発生する臭気を処理することができる適当な高さの煙突又は脱臭設備が設けられていること。